

枚方市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年（2021 年）3 月 3 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	分	林	義	一
同	漆	原	周	義
同	藤	田	幸	久

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 伏 見 隆

令和3年(2021年)2月22日付け観農業第698号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について(通知)」

2. 通知を受けた日

令和3年(2021年)2月22日

3. 監査の結果に関する報告

令和元年(2019年)12月27日付け枚監査第220号

「定期監査等の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び指摘事項

《観光にぎわい部 農業振興課》

○農業振興に係る補助金交付の事務処理について

農業振興課では、農業の振興を図ることを目的に各種の補助金を交付している。

これらの補助金のうち、土地改良事業等補助金においては、補助金対象工事に係る契約書の工期日付と添付されている書類の日付に齟齬がある等、書類の不備があるにもかかわらず、補助金が交付されている事例があり、また、農畜産物直販事業補助金においては、実施回数の確認が不十分であり、実施回数以上に補助金が交付されている事例があるなど、補助金の交付決定に際して必要な確認が十分に行われていない事例が多数見受けられた。

今後は、補助金の交付に際しては、実地調査等を行うなど、チェック体制を整備することはもとより、公金の支出に携わっていることを深く自覚し、適正に事務を執行するよう指摘する。

(2) 措置内容

土地改良事業等補助金において、書類に不備があるにも関わらず、補助金が交付されていた事例については、当該申請者に再度確認を行い、訂正分の再提出を受けた。

再発防止のための取組としては、補助金の申請者である土地改良区理事長等に適正な申請書類の作成等について、改めて周知徹底を図った。また、担当課において交付手続確認リストを作成し、書類の提出状況等を明確にするとともに、交付確認調書により提出書類等を担当者以外も含めた複数人でチェックすることとした。あわせて、申請時及び事業完了時には現地確認を行うこととした。

農畜産物直販事業補助金において、実施回数の確認が不十分であった事例につ

いては、事業の実施状況を把握している管轄のJA北河内に確認を行い、補助金の過払いとなっていた団体に対して「経過報告書」の提出を求め、過払金の返還を受けた。

再発防止のための取組としては、補助金の申請者である直販団体と取りまとめを行うJA北河内に対し、令和2年度からは、売上の速やかな入金と通帳への開催日の記載を必ず行うよう周知するとともに、提出書類の記載内容と通帳記録の照合を行うこととした。

今後は、補助金の交付に際しては、公金の支出に携わっていることを深く自覚し、申請書類の内容確認を徹底するなど適正な事務を行っていくこととする。